

開 会

委員長 ただいまから平成19年第1回臨時教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を八田委員にお願いします。

議案の提出

委員長 日程に従い議事を進行いたします。

本日提案されている議題は、議案9件でございます。

議案第12号

委員長 初めに、議案第12号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室長 それでは、議案第12号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

このたびの改正につきましては、平成19年4月1日付で教育委員会事務局の組織に教育情報施策及び国民体育大会に対応する担当室の設置等の組織改正を行うため、所要の規程の整備を行うものでございます。

具体的には、6枚目に新旧対照表がございますのでごらんください。

新旧対照表、まず担当室の設置でございます。企画管理室に担当室として教育情報センターを、並びにスポーツ課に国民体育大会担当室を設置いたすものでございます。

なお、これに伴いまして、現在企画管理室に係として設置しております教育情報センターは廃止といたします。

この2つの担当室の事務分掌といたしましては、教育情報センターは、現在、教育情報センターと教育総務課で行っておりました教育情報システムに関することを一本化し、教育情報化をさらに発展させるものでございます。

国民体育大会担当室につきましては、平成22年度に千葉県で開催される第65回国民体育大会、ゆめ半島千葉国体に向け、本市において実施が予定されております自転車競技とフェンシング競技を中心とする企画及び総合調整を行うものでございます。

次に、その他の組織改正でございますが、2課における係制の廃止でございます。具体的には、社会教育課の社会教育係、市民文化係、文化財係とスポーツ課の施設係、振興係を廃止いたしまして、新たにスタッフ制を導入するものでございます。

このスタッフ制につきましては、業務内容や業務の時間等に合わせて課内の職員配置を弾力的に運用し、より実地的な人事管理を行うことを目的に導入するものでございます。平成19年4月より教育委員会の2課を含めまして、市役所全体では新たに7課にスタッフ制を導入いたします。これによりまして、市全体では109課中88課でスタッフ制が導入されることになります。これは全体の8割に当たります。

なお、今回の規則改正につきましては、平成19年4月1日より施行する予定でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第12号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

現行と改正案の対照表を見ますと、変更点が明確になるかと思えます。内容についてはほぼ同じで、係制を廃止してスタッフ制にしたということが大きな変更点ですね。

委員長 人事の弾力的な運用が改正の主な理由である。ということです。

教育長 係制を廃止してスタッフ制に移行する理由と、その期待される効果について、ちょっと詳しく説明してください。

企画管理室長 まず、スタッフ制の導入の背景には、大きな要因としまして、データでございますけれども、平成6年当時、補佐以上の管理職構成比が平成6年当時は12.7%でございました。これが平成16年度と比較しますと25.5%にふえておりまして、増減では12.8%の増となっております。また一方、主任主事以下の職員を見ますと、平成6年当時は53.6%の割合だったものが、平成16年度には26.5%と半減しております。こういうことは、組織の運営上、係長職以下、一般職員を含めまして人数的にも半減してしまって、いわゆる課長補佐職がふえたことによりまして、課長補佐以下の職員が減ってしまって、業務のバランスがとれなくなってきている状況にあります。係制を進めていくと、そういったことで業務に支障が

出ることから、課長補佐職にスタッフ制のチーフになっていただいて業務を円滑に進めるための体系を整えたということが今回の目的とその背景の趣旨でございます。

教育長 組織の活性化対策というよりは、人事処遇対策の部分がなきにしもあらず。必ずしもベストな方法ではないかもしれませんが、現状、問題点を克服するための改革だということですよ。

それと、やはりもう一つ大きな理由というのは、係制ですと縦割りの効率はよろしいんですが、やはり係同士が壁を高くして、縦割りの弊害というのも一方であらわれてくる。それを緩和して広く横のつながり、横断的な機能を発揮できるようにしていこうというのがもう一つのねらいとしてあるのではなからうかというふうに思います。そういうもう一つの効果、期待される効果、メリットを發揮するような組織運営を部や課の長がしていけないと、単なる人事処遇対策に終わってしまうという危険性もはらんではいらぬと思う。その辺ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

委員長 これは市の行政全体に言えることですか。それとも教育委員会事務局だけの問題ですか。

企画管理室長 このスタッフ制の移行につきましては、109課中、19年4月1日現在で88課に導入されている、全庁的な対応でございます。

委員長 と云うことは、人事の年齢構成がかなり高くなっているということも言えますか。

企画管理室長 はい、言えます。

委員長 わかりました。行政事務の運営にとって支障のないように組織改革を行っていただきたいということと同時に、年齢構成のアンバランスによって事務の継承に支障のないようにやっていただきたい、ということをお願いしたいと思います。新しい人が少しずつ採用されていくわけですが、やめられる方のノウハウ等をどうやって継承していくか、ということも人事政策上大切な点だと思ひます。

瀧田委員 業務とは直接関係ないんですけども、スタッフ制になった場合、呼称というんでしょうか、役職というか、いわゆる係長とか課長とか補佐とか、そういう名称ではなく、どいう名称でお呼びするのでしょうか。

企画管理室長 例えば教育施設課、学校の施設の管理を主に進めていますけれども、ここでは係制を廃止しまして、小学校施設維持班、それから中学校施設維持班、こいういった名称を使いながら課長補佐を中心に班長として進めていくこいうような形で対応をとっています。

ですから、例えば社会教育課におきましては、現在、係制をひいております上に、さらに

課長補佐は例えば市民文化担当補佐、それから社会教育担当補佐、文化財担当補佐というのがあるわけです。例えば市民文化担当班という、市民文化班みたいな形ができて、課長補佐を中心に今までの係長職以下の方々がスタッフ制につくというような形になろうかと思えます。

教育長 班長という名前は使わない。

企画管理室長 班長という名前は使いません。

委員長 スタッフ長、あるいはチーフと云った片仮名表現になるのでしょうか。

企画管理室長 辞令交付上は、長という名前は出てきません。

瀧田委員 ませんか。

企画管理室長 出ません。

瀧田委員 わかりました。

委員長 以上のようなご説明です。

教育委員会の事務局もそうに組織変更するということで、第12号議案についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、議案第12号につきましては原案どおり決定することにいたします。ありがとうございました。

議案第13号

委員長 次に、議案第13号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

企画管理室長 議案第13号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、平成18年6月の地方自治法の改正によりまして、平成19年4月1日から施行の地方自治法により、現在の助役に代えて副市長を置くものとされたことに伴いまして、事務決裁規程について所要の規程の整備を行うものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

具体的な改正内容といたしましては、共通事項の表中の現行で「助役」と記載されており

ます事項につきまして、すべて「副市長」とその名称を改めるものでございます。

委員長 ありがとうございます。

これも地方自治法改正に基づく呼称変更ということで、特に内容の修正はないものと思われます。助役を副市長に変えるという理解でよろしいですね。

教育長 自治法の改正というのは、名称変更というだけの目的ではないので。

委員長 職務権限等も変わりますか。

企画管理室長 副市長制度を導入しますと、副市長の権限というものが当然のように移行になります。たまたま今回は決裁規程の中に助役ということでもありますので、これを名称が変わるということで、助役制度を行わずに副市長制度を導入しますから、当然副市長ということで変わりますけれども、副市長の権限は助役の権限からさらに上乘せした形の中で権限をもたされているというふうにとめていきます。

それから、方針の中での話で申しわけないんですけれども、従来の市長の補佐、職員の担任する事務の監督、市長の職務代理といった現行の職務の形態に加え、市長の職務権限を委任することができること等を明確にしているということで、これは地方調査会の副市長に対する答申の内容であるわけですが、こういったところまで権限を移譲させていくというような形でもってうたわれている状況です。

委員長 わかりました。他に特にご質問等ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、13号につきまして採決に入りたいと思います。議案第13号は原案どおり決定することよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第13号は原案どおり決定いたします。

議案第14号

委員長 次に、議案第14号「松戸市教育委員会部長職等の人事について」を議題といたします。

この議題は、人事案件でございますので、秘密会としたいと思いますが、お諮りいたします。

松戸市教育委員会会議規則第13条により決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これより秘密会といたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席願います。

生涯学習本部長、学校教育担当部長、企画管理室長、以上でございます。

(以後、秘密会)

議案第15号

委員長 議案第15号をお諮りします。議案第15号「松戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育総務課長 議案第15号につきましてご説明させていただきます。

松戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を別紙のように定める。

この議案第15号につきましては、地方自治法の改正及び松戸市公文書管理規定の改正に伴いまして、松戸市教育委員会文書取扱規程の一部に改正が必要となることから提案させていただきます。

それでは、ご説明いたします。

次のページ、1ページ及び2ページにつきましては、今回改正する条文でございます。3ページから8ページにつきましては、今回の改正によります新たな書式、様式の変更になります。

それでは、今回の改正につきまして、新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

ページ、9ページをお開きいただけますでしょうか。ページ、9ページ、新旧対照表に沿いまして説明させていただきます。

まず、左側が現行、右側が改正案ということで、現行まず、第5条文書管理者の職務等、ここで現行につきましては「文書主務課長は」とうたっておりますが、このことにつきましては、文書管理会議を招集する場合、文書主務課長という形ですが、今回、教育総務課長に明確にするため「教育総務課長は」と改正案の方で明確にしております。

次に、第5条の2、文書主任の職務等、これにつきましては、やはり先ほど同様、地方自

治法の改正によりまして、「吏員」から「職員」ということに変更になることに伴いまして改正するものでございます。

次に、第7条、文書の種類、こちらにつきまして、第7条の3項の下の真ん中ら辺のアンダーラインを引いてありますが、ここで「松戸市文書管理規程」、これを「松戸市公文書管理規程」ということで、公文書という形になります。これにつきましては、引用している条文の松戸市文書管理規程が松戸市公文書管理規程に変更になったことに伴いまして改正するものでございます。

次に、第9条、記号及び番号等につきまして、このことはこのページの14ページと15ページ、ちょっとおあげいただきたいと思うんですが、14ページの左側、文書処理票A、次の15ページの左側、文書処理票Bとございます。この文書処理票Aと文書処理票Bが以前まで活用しておりましたが、現在これは廃止というか、使っておりません。そのことから文書の整備を行うものでございます。

続きまして、第11条、10ページ、第11条、文書の收受につきましてご説明させていただきます。

第11条のアンダーライン、左側「收受する」、これを右側、改正案では「受領するもの」ということで改正しております。現在の郵便物等の処理においては、市長部局の総務課が窓口となって行っております。このことから実際教育委員会の総務課においては、現在收受という形ですが、実際收受ですと料金とかいろいろな問題が発生してきます。そういったことから今回、受領ということ、単に受け取るということに変更させていただいております。

同じく第11条の4項、このアンダーラインの部分につきましては、左と右側を見ていただければわかるとおり松戸市文書管理規程「第12条」を「第11条」、「第1項」を「第3号」、「及び第4号」というのを、これは変わりません、「及び第4号」、要するに引用条文の改正に伴います改正でございます。

次に、第12条、收受文書の処理、これにつきましては、ページ、先ほどの14ページ、15ページの文書処理票Aと文書処理票Bの処理の仕方について明記しておりますが、このA票、B票の廃止に伴いまして、この条文が不要となることから削除するものでございます。

次に、11ページの第13条、各課における受領文書の取扱い、これにつきましては先ほどの文書処理票のAと文書処理票のBの様式が新たな様式となるために、文書処理簿と特殊文書処理簿の取扱いについて新たに決められた条文でございます。簡単にいいますと、先ほどのA票、B票廃止に伴いまして、右側に記載の文書処理簿というものが今回新たな取扱いにな

ることから改正をしております。

次に、第24条、審査の基準、これにつきましては、アンダーラインのとおり、松戸市文書管理規程「第25条」を「第24条」と、引用している条文の変更に伴う改正でございます。

次に、第26条6項、ここの市長または、アンダーラインで「助役」、これを「副市長」ということで、これも先ほどの13号と同じ地方自治法等の改正に伴いまして行うものでございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいのですが、12ページ、左側第33条、公印及び契印、このことにつきまして、右側、今回第33条で4項を新たに追加しております。これにつきましては、現在の第33条の3項におきまして、公印の押印の省略規定はございますが、公印省略の表示規定がないため、新たに規定するため4項を追加しております。

次に、34条、文書の施行及び整理等における準用につきましてご説明させていただきます。

第34条につきましては、左側、現行記載の最後の行に「読み替えるものとする」と規定しております。この読み替え規定ですが、この文書取扱規程の第5条3項に、先ほど説明のとおり教育総務課長と明確にしたため、ここであえて文書主務課長と、要するに真ん中中段に文書主務課長とございますが、それをあえて教育総務課長とうたわなくても読み替え必要がなくなったために改正案とするものでございます。

最後に、13ページの別表2につきましては、用紙の規定をA4版に合わせるために改正するものでございます。

以上でございます。

委員長 議案第15号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

特に、文言上も規程の内容についても問題になるような点はないかと思いました。確認ですが、先ほど14ページ、15ページの文書処理票A、Bは廃止ということでよろしいですね。

教育総務課長 はい。こちらのA票、B票は廃止しまして、右側に改正案のとおり文書処理簿、第1号様式、こちらに変更になります。

以上でございます。

委員長 この文書処理簿というのは従来からあったんですか。それとも新たにつくるんですか。

教育総務課長 A票、B票の廃止に伴いまして新たにつくると。

委員長 12条が削除されましたから、その分が13条に移って、このような文書処理簿で記録を残すという形になりますね。

以上ですが、特にございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、質疑、討論は終結とし、議案第15号を採決いたします。

議案第15号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

議案第16号

委員長 次に、議案第16号「松戸市教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育総務課長 議案第16号「松戸市教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

この議案第16号につきましては、松戸市財務規則の条文を引用しているため、改正を必要とする部分と、現在ITシステム等の活用により様式の見直しを行うものでございます。

それでは、ご説明させていただきます。

次のページ、1ページにつきましては、今回改正する条文でございます。

2ページから6ページにつきましては、今回の改正による書式でございます。

それでは、今回の改正につきまして、新旧対照表に沿いましてご説明をいたします。

ページ、7ページをお開きください。

こちらにつきましても、左側が現行、右側が改正案ということでございます。現行まず、第2条1項のアンダーライン部分、「教育財産及び教育財産に準ずる財産(借上財産)をいう」、これを「教育財産をいう」ということで改正をしたいと思います。

改正する理由ですが、簡単にわかりやすくいいますと、例えばこの教育委員会のこの適用になる財産部分につきましては、青少年会館がございしますが、あそこの土地が松戸市で建物が県の方の建物になっております。近年、法律等、いろいろな整備の中で、その部分については借上財産とは言わないというようなことも出てまいりまして、そういったことから、この財産管理規則の一部を改正するものでございます。したがって、教育財産に準ずる財産、借上財産をいうということ、それを削除ということで行いたいと思います。

次に、第13条、教育財産の目的外使用の範囲、これにつきましては、地方自治法等の文書に合わせたため、頂ずれといたしますが、「第4項」を「第7項」に、「1つに」を「いずれかに」ということで、これにつきましては文言等を整備しております。

次に、第22条、教育財産台帳等の整理、2項におきまして、「教育財産台帳副本（第7号様式）」、これを「教育財産台帳」ということで整備をいたします。現行の今の左側の教育財産台帳副本（第7号様式）、これにつきましては廃止し、右側の2項の教育財産台帳ということにします。

理由につきましては、現在、今までは教育財産台帳と、この左側の教育財産台帳副本2枚がございました。副本につきましては教育総務課で管理をして、実際の財産台帳につきましては各所管課で管理しております。このことが、要するに先ほど言ったIT関係、パソコン等の整備によりまして、その右側に書いてあります教育財産台帳は各課で従来どおり保存いたしますが、左側のこの副本につきましては、そのシステムを利用して管理するようになりました。これは松戸市財務規則等の改正によりまして、こういったことに移行するものですから、今回、松戸市財産管理規則の一部を改正させてもらいたいと思います。

次に、次のページの8ページをごらんいただきたいと思います。

第23条、教育財産の異動の報告、現在、左側、23条のアンダーライン部分、「教育財産異動通知書（第8号様式（その2）」）につきましては、先ほど言いました松戸市財務システムの導入により、パソコンの管理となっているため削除、このために右側の「（第8号様式（その1）」）につきましては、その2の削除によりまして、その1を必要なくなったものから削除するためでございます。

また、その下の現在の「収入役」とございますが、職名を「会計管理者」に先ほどの地方自治法改正と同じく変更するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第16号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

これも確認ですが、教育財産台帳は2種類あって、土地用とその他というか、一般台帳の2種類になるという理解でよろしいんですか。

教育総務課長 ページの9ページでございますが、まず現行の左側に表がありまして、第1号様式、その下、次のページもやはり土地用、9ページ目が土地用の第1号様式で、次のペー

ジの10ページまでつながっておりますが、それを全部削除しまして、9ページの右側の改正案、第7号様式(土地用)、これ一本で集約するものでございます。

それで、つけ加えさせていただきます。11ページにつきましては、今度は建物用ということで、11ページ、12ページにつきましては建物用ということで、左側が今まで総括表等ございましたが、それを右側の様式に一本で記載するというものでございます。

委員長 9ページの7号様式(土地用)と11ページの7号様式(建物・その他の教育財産用)という2種類に分けたということですね。

教育総務課長 はい。

委員長 これは松戸市の他の財産台帳もこのような形でなっているわけですか。

教育総務課長 財務規則等の改正に伴いまして、同じく同様に改正になっております。

委員長 通常、財産を分類する場合、不動産か動産かに分ける方法と固定資産と流動資産とに分ける方法等がありますがそういう分け方とは違うんですね。

教育総務課長 やはり先ほど言いましたように、今、委員長がおっしゃったとおりでございます。ちょっと教育委員会の場合、特例がございまして、青少年会館、あそこだけがちょっとこの規定に該当、引っかかっておりました。ただ昨今いろいろ監査等からも指摘等もございまして、建物が県のものでありますから土地は松戸市なんです。それについては教育財産のこの規定、要するに教育財産に準ずる財産(借上財産)をいう、これには該当しないのではないかとということもご指摘もございまして、今回、一様に整備、改正を図るものでございます。

委員長 教育委員会は、企業でというような財務諸表というのは持っているんですか。

教育総務課長 財務指標といえますと。

委員長 貸借対照表や損益計算書というような帳簿です。

教育総務課長 そういった、きちんと整備しております。

根守委員 県と市、それで土地が市で建物が県だとか……

委員長 今、それが確認できましたね。

根守委員 確認できました。そういうことを全然わかりませんからね。全部建物も土地も市だと私たちは思っているわけで、恐らく市民もそう思っていると思いますけれども。

教育総務課長 ちょっと別件でそれしてしまうかもしれないんですが、やはり今、各市町村でも財産、要するに市の財産としての取扱いの規定等につきまして、かなりやはり精査をしてきていると思います。数年前なんですけど、余談ですが、例えば役所の土地に車をとめた場合、有料かとか、無料かという議論もございました。あのときにつきましても、やはり教育委員

会においても学校等の土地についても教育財産ということでございますので、その辺でも一応精査した経過もございます。ですからあくまでこれからの時代においてもやはり市の財産というのはきちんと整備をしていかないといけないものかなと思っております。ちょっと横道それましたけれども、すみません。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第16号につきまして、質疑討論を終結とし、採決といたします。

議案第16号につきまして原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

議案第17号

委員長 続いて、議案第17号「松戸市学区審議会運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 議案第17号「松戸市学区審議会運営規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

提案理由ですが、先ほどの議案13号で説明がありましたように、地方自治法の改正によりまして、助役制度の見直しがなされ、助役に代えて、副市長をおくこととなったため改正するものであります。

学区審議会運営規則の第2条の中に、委員の委嘱という項目がありまして、その中に「助役」というふうに入っておりますので、それを「副市長」に変更するものであります。

以上です。

委員長 議案第17号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

先ほどの議案とも関連しますが、文言上の修正だけであるという理解でよろしいかと思えます。

特に質疑、ご意見等はないものと思われまますので、採決をしたいと思います。

議案第17号につきまして原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

議案第18号

委員長 続いて、議案第18号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 議案第18号「松戸市教育功労者の表彰について」、松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、表彰状を贈呈するものとする。

提案理由ですが、多年にわたり、校長あるいは教頭として松戸市教育の振興・発展に努め、その功績が顕著であったため。その次にあります21名の退職される校長、教頭に表彰状を贈呈するものであります。

ちなみに、教育委員会表彰規則、これによりますと、松戸市における教育学術、または文化の振興に関し、特に功績のあった教育機関、個人または団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとするということで表彰規則が制定されております。本市の場合、退職する校長、教頭に教育功労ということで表彰状を贈呈するというそういう規則になっております。

また、本年は21名の退職というふうにそこに表にありますが、この中で定年退職される校長先生、教頭先生は、当初14名ということでありましたが、7名の方が定年を前に退職されるということで、合計21名の先生方というふうになっております。その一人一人の推薦調書というのがその次の方にありますが、ここには経歴等ありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第18号につきまして、ただいまのご説明のとおりですが、退職される13名の校長先生、8名の教頭先生、計21名の退職者に対する功労者表彰でございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

根守先生、何か特にございますか。

根守委員 みんな管理職にということで、公平に考えて、全部同じく表彰してくださる、これは本当にありがたいことだと思います。何校勤めた、1校しか勤めていないというようなことではなくて、1校であろうが、何カ月であろうが、学校長として一生懸命教育振興、松戸市の、教育発展に努めてくださったというようなことに対する表彰だろうと思います。本

当、わけへだてなく公平に管理職として一生懸命やった、そのあかしをたたえてくださったというようなこと、本当に先輩としてありがたいなと思うし、こうなければいけないんじゃないかなと私自身は思っております。学校はみんな同じ条件ではありません。同じ条件であれば、尺度として考えていく必要があるかと思えますけれども、本当にここまでよく学校運営に努めてくださった。そういうようなことの表彰だろうと思っています。これは管理職でなくても一生懸命やっている人たちにもあげたいなというような気持ちでいっぱいなんです。広げるとまた大変なことになるかと思えます。例えば用務員とか、本当に学校を守るために校長のもとで一生懸命やってくださっている人がいらっしゃるわけですが、これは教育委員会の表彰ではないですよ、市の方ですよ。

学務課長 今、ご提案申し上げているのは、教育委員会の表彰でございます。それで今、委員さんからもお話がありましたように、一般の教職員に対しても永年、松戸市で勤務された先生方には、これは今度は松戸市として市長さんの方から感謝状等を贈呈することになっております。今回はあくまでも教育委員会の表彰ということでありませう。

委員長 根守先生のお気持ちの表明でした。ありがとうございました。

昭和21年から24年生まれのいわゆる団塊の人たちがこれだけたくさんおやめになる。そういう意味では、重要な人材を失うようでちょっと残念でもあります。功勞に対して表彰をさせていただくわけですが本当に惜しい気もします。それにしても21名というのは多いですよ。

根守委員 だんだん多くなってくるんじゃないでしょうか。

委員長 他に特にございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第18号についての質疑及び討論はこれで終結といたします。

これより採決いたします。

議案第18号につきまして原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第18号は原案どおり決定いたしました。

議案第19号

委員長 次に、議案第19号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定

について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 議案第19号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、学校教育法の一部改正に伴いまして、関連する様式を改正するためであります。

2枚ほどめくっていただきますと、組織編制報告書というのがございます。これにつきましては、以前も教育委員会議で文言等の改正についてご提案申し上げましたが、これは学校教育法、これもほかのところでも提案した部分があるんですが、例の特殊学級というものから、特別支援学級というふうに、特殊教育というものが特別支援教育に変わったという国の大きな改正がありまして、この表の中に、今までは特殊学級増置教員という項目があったんですが、それを特別支援学級増置教員というふうに改正するという、その表の一部の文言を改正するというものであります。

ちなみに、どのあたりかといいますと、下に左から校長、教頭とかと並んでいますが、その次のその他の教員Cという欄の左から3番目、特別支援学級増置教員と、これが今までは特殊学級増置教員というそういう名称であったというものでございます。

以上です。

委員長 議案第19号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご説明にもありましたように、以前この表については、表現等についての変更があり、そこで一度議論をいたしました。今回はC欄の特別支援学級増置教員という名称変更であります。

いかがでしょうか、これは。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

委員長 では、議案第19号の質疑、討論を終結とし19号の採決をいたします。

議案第19号についてはこれを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

議案第20号

委員長 次に、議案第20号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第20号「松戸市教育功労者の表彰について」、松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき次の者に感謝状を贈呈するということでありまして、提案理由としましては、学区審議会委員としての多大な功績と労苦に対して感謝の意を表するためであります。

これは先ほどの校長、教頭への表彰でご提案申し上げましたが、その表彰規則の中に、多年にわたり委員会、審議会等に在職し、その功績が顕著であった者にも表彰することができるという、そういう規定がございまして、実は学区審議会委員の中の山崎照雄氏が3月21日に78歳でお亡くなりになりました。そこでこの表彰規則にのっとりまして、山崎氏に感謝状を贈呈するためにご提案申し上げているものでございます。

以上です。

委員長 議案第20号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入りますが、いかがでしょうか。

感謝状の贈呈ということですね。

学務課長 はい。先ほどの校長、教頭については表彰状ということでしたが、この表彰基準というのがございまして、この場合には感謝状を贈るというふうにそういうふうになっております。

委員長 特によろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第20号の質疑及び討論はこれで終結としまして、採決いたします。

議案第20号につきましてこれを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

その他

委員長 最後はその他ですが、何かございますか。

願います。

学校教育担当部長 資料にございますように、19年度の松戸市議会3月定例会について、簡単にご説明させていただきます。

会期は2月22日から3月23日までの30日間でございます。

質問については、代表質問、6会派からございまして、教育委員会関係については3枚目の資料にあるとおりでございます。

細かくは、24項目ございました。主なところをちょっとご紹介申し上げますと、発言順位1番の市民クラブの教育改革について1から3まで、それから3番の教育についての豊かな心をはぐくむ教育の充実について、これは大きな質問ですので、教育長さんの方から答弁していただきました。そのほか学校跡地利用について等もお二人からございましたが、これは総務企画本部の方で答弁をしていただきました。また、いじめについて、いじめ対策についての質問も各会派からございました。

次に、請願及び議案関係でございますけれども、教育委員会関係の請願は4件、議案は2件でございました。件名等は別紙、一番最後のページになりますが、請願5号から請願第8号まで、件名は全部同じなんです、全ての子どもに行き届いた教育を進め、心の通う学校をつくるための請願ということで、これだけではわからないんですが、簡単にご説明申し上げますと、請願5号については、特別なニーズを持つ子どもを支援する教員、介護員をふやしてほしいという請願でございます。6号については、30人学級実現に向けて努力していただきたいという請願、7号については、保護者負担軽減のために消耗品を増額してくださいという請願、8号につきましては、3点ございまして、学校のトイレをきれいなトイレにかえてほしい、それから学校の改修、修繕費を増額してほしい、学校事務職員を正規にしてほしいという請願でございましたが、4件いずれも不採択でございました。

議案81号、82号につきましては、前回の教育委員会議でもご提案申し上げた議題でございまして、高等学校の授業料の値上げの条例の制定、それから心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定ということで、いずれも可決されました。

簡単ではございますが、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

確認ですが、請願5号から8号は不採択、それから議案の81号、82号、これは可決ということですね。

学校教育担当部長 はい。

委員長 わかりました。

議会で議論していただいた教育委員会に関係する事柄を、こういうふうに示していただくと、どういう形で議論されているかよくわかってとても助かります。おっしゃっていただいたように、確かにいじめの問題は最近顕著な社会事象ですので、我々もしっかりと受けとめ

ていかなければいけないと思っています。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 そのほか何かございますか。

(「ないです」の声あり)

閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして、平成19年第1回臨時教育委員会会議を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時07分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員